

単価契約仕様書

環境政策局生活環境美化センター

(担当：管理係 水谷 田中 電話：662-6023

車両管理係 水野 山口 電話：672-0061)

件名	(単価契約)生活環境美化センター車両保守管理業務委託
形状・寸法	別紙のとおり
予定数量	別紙のとおり
契約期間	令和9年4月1日 ～ 令和10年3月31日
契約条件	別紙のとおり

単価契約仕様書

1 委託業務の名称

(単価契約) 生活環境美化センター車両保守管理業務委託

2 契約期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

3 業務内容

道路運送車両法等の法令に従い指定された車両の法定点検及び継続検査（以下「車検」という。）を実施する。

4 対象車両：車両年間保守管理計画表（別紙）のとおり

- (1) 普通自動車：1台（クレーン車＝1台）
- (2) 普通自動車 積載量2トン超：4台（中P車＝3台、ダンプ車＝1台）
- (3) 普通自動車 積載量2トン以下：6台（小型ダンプ車＝2台、小P車＝4台）
- (4) 普通自動車：8台（パッカー車4トン車＝2台、パッカー車2トン車大＝5台、2トン車小＝1台）
- (5) 普通自動車：2台（バス＝2台）
- (6) 小型自動車：2台（連絡車＝2台）
- (7) 普通自動車：2台（連絡車＝2台）
- (8) 軽四輪車：20台（軽四ポンプ車＝3台、軽四貨物車＝16台、軽四連絡車＝1台）

※ 車両の台数は、令和8年9月初日現在の台数であり、委託契約期間中に増減することがある。

5 委託料単価の種類

- (1) 普通自動車（クレーン車）
 - ア 6ヶ月点検
 - イ 車検（クレーンの年次定期点検委託料を含む）
- (2) 普通自動車 積載量2トン超（中P車、ダンプ車）
 - ア 6ヶ月点検（中P車）
 - イ 車検（中P車、ダンプ車）
- (3) 普通自動車 積載量2トン以下（小型ダンプ車、小P車）
 - ア 6ヶ月点検（小P車）
 - イ 車検（小型ダンプ車、小P車）
- (4) 普通自動車（パッカー車：4トン車、2トン車大、2トン車小）
 - ア 車検
- (5) 普通自動車（バス）
 - ア 3ヶ月点検
 - イ 6ヶ月点検
 - ウ 車検
- (6) 小型自動車（連絡車）
 - ア 車検
- (7) 普通自動車（連絡車）
 - ア 車検
- (8) 軽四輪車（軽四ポンプ車、軽四貨物車、軽四連絡車）
 - ア 6ヶ月点検（軽四ポンプ車）

- イ 12ヶ月点検（軽四ポンプ車）
ウ 車検（軽四貨物車、軽四連絡車）

6 予定数量

	3ヶ月点検	6ヶ月点検	12ヶ月点検	車検
クレーン車	0	1	0	1
普通自動車 積載量 2トン超	0	3	0	4
普通自動車 積載量 2トン以下	0	4	0	6
パッカー車4トン車	0	0	0	2
パッカー車2トン車大	0	0	0	5
パッカー車2トン車小	0	0	0	1
バス	4	2	0	2
小型自動車（連絡車）	0	0	0	2
普通自動車（連絡車）	0	0	0	2
軽四輪車 （ポンプ車・貨物車・連絡車）	0	4	3	17

（備考1）年度中の車両の増減等により数量は変更になることがある。

（備考2）クレーン車の車検には、クレーンの年次定期点検を含む。

7 支払方法等

各車両の委託料単価に受託者が当該1ヶ月間に実施した定期点検、車検の台数を乗じて得られた金額（各委託料単価×実施台数の合計額）を、受託者からの適法な請求に基づき支払う。請求は、定期点検、車検に区分して行うこと。

なお、車検の際に必要な自動車重量税印紙、自動車損害賠償責任保険証明書及び継続検査申請書（OCR）は生活環境美化センターから交付する。

車検終了後、車検証の写しを生活環境美化センター車両管理係（以下「本市」という。）に速やかに提出すること。

8 その他留意事項

- (1) 各車両の定期点検及び車検は、別紙「年間保守管理計画表」に基づいて実施すること。ただし、各車両の定期点検及び車検の時期は変更になることがあるので、受託者において事前に確認しておくこと。また3か月点検、6か月点検については実施しない車種もあるので、年間保守管理計画表を参照とすること。
- (2) 各車両の配置場所については、別紙「年間保守管理計画表」のとおりとする。ただし、配置場所が異なる場合があるので、受託者において事前に確認しておくこと。
- (3) 各車両の定期点検及び車検の内容は、下記の10「定期点検及び車検の内容」記載のとおりである。なお、定期点検及び車検の実施結果の記録については、近畿地区自動車整備連絡協議会が定めた様式等を使用すること。
- (4) 各車両の定期点検及び車検の予定数量は令和8年9月初日現在の車両台数によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。
- (5) 交換部品及び消耗品等について、契約期間内に当該品番の製造中止その他契約業者の責めに帰

さない事由により当該品番の交換ができなくなった場合は、本市の同意を得て、本市が当該製造中止等品番と同等以上の機能を有すると認めた後継品番又は上位品番を代替品番として交換することができる。

- (6) 定期点検及び車検の実施時に本仕様書に含まれない部品の交換、修繕等が必要と認められた場合は、受託者から本市に当該修繕内容等を速やかに連絡すること。当該修繕等は、京都市契約事務規則第27条の規定に従い受託者と別途契約が締結された場合に限り受託者により実施されるものとする。
- (7) 車検事務代行に要する経費は委託料単価に含む。
- (8) 定期点検及び車検等実施の際、その作業が原因で発生したと考えられる不具合が生じたときは、受託者が責任をもって対応すること。
- (9) 受託者は道路運送車両法の規定により自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定を受けていることを文書により証明できる者に限る。(業務委託の対象車両が、自動車分解整備事業認証及び指定自動車整備事業指定に係る「対象とする自動車の種類」の中に必ず含まれていること。)
- (10) その他、本仕様書に定めのない事項については、本市と受託者がその都度協議して定める。

9 生活環境美化センター（車両管理係）の所在地及び連絡先

京都市南区西九条森本町6-2-1 電話（075）672-0061

10 定期点検及び車検の内容

(1) 普通自動車（クレーン車）

6ヶ月点検を1回、車検を1回実施する。

また、車検時に厚生労働省令で定めるクレーン等安全規則に規定されたクレーンの年次定期点検を実施する。

ア 6ヶ月点検

車検の実施月又は車両更新日から概ね6ヶ月後に、以下の点検・整備を実施する。なお、点検等実施日は、事前に本市と協議し決定すること。

6ヶ月点検の内容は、国土交通省令で定める自動車点検基準第2条の定期点検基準に規定されたもの（自家用貨物自動車等の定期点検基準別表第5相当のもの）とする。

点検結果は点検整備記録簿に記録し、速やかに本市に提出すること。点検整備記録簿は、自家用貨物自動車等の定期点検基準別表第5と同等のものを使用すること。

(注) 点検時にエンジンオイル等の交換が必要と受託者が判断した場合は、受託者から本市に当該交換内容等を速やかに連絡すること。当該交換作業等は、京都市契約事務規則第27条の規定に従い受託者と別途契約が締結された場合に限り受託者により実施されるものとする。

6ヶ月点検の際の車両の引渡しから返納までに要する期間は1日間とする。

イ 車検

車検、クレーンの年次定期点検にあたっては、自動車検査証の有効期間の満了する日の1ヶ月前までに、本市と協議のうえ、車検の実施予定日を決定すること。

車検項目は、国土交通省令で定める自動車点検基準第2条の定期点検基準に規定されたもの（自家用貨物自動車等の定期点検基準別表第5相当のもの）とする。車検結果は、点検整備記録簿に記録し、速やかに本市に提出すること。点検整備記録簿は、自家用貨物自動車等の定期点検基準別表第5と同等のものを使用すること。

トラッククレーンの年次定期点検の項目は、「移動式クレーンの自主検査指針」に示されたもの

とする。クレーンの定期点検の結果は点検整備記録簿に記録し、速やかに本市に提出すること。点検整備記録簿は、別紙「年次定期点検整備記録簿」と同等のものを使用すること。

また、車検時に以下の作業及び部品・消耗品等の交換等を実施すること。（委託料単価に含む。）

- ・ シャーシブラック仕上げ
- ・ スチーム洗浄
- ・ エンジンオイル（ドレンコックパッキン交換を含む。）、オイルフィルター交換
- ・ ラジエター洗浄、冷却水・ロングライフクーラント点検
- ・ ブレーキオイル交換
- ・ カップゴム等ブレーキ部品点検
- ・ エアクリーナー点検
- ・ ファンベルト（エアコン用を含む。）交換
- ・ ワイパーゴム交換
- ・ バッテリー点検・充電
- ・ ハブベアリンググリス・ハブグリス・オイルシール交換

（注１）交換する部品及び消耗品等については、メーカー純正品又はメーカー指定のものとし、交換したオイルや古い部品等の処分については、受託者が責任をもって適正に処理すること。

なお、以上に係る直接・間接経費は委託料単価に含まれる。

（注２）エアクリーナー、バッテリー等の部品や上記以外の消耗品等の交換、当該車両の修理が必要と受託者が判断した場合は、受託者から本市に当該交換内容等を速やかに連絡すること。当該交換作業等は、京都市契約事務規則第 27 条の規定に従い受託者と別途契約が締結された場合に限り受託者により実施されるものとする。

車検に要する期間は、車両の引渡しから返納まで、概ね 5 日間（土・日曜日は含まない。）以内とする。なお、この期間にはクレーンの定期点検に要する期間も含まれるので留意すること。

（２）普通自動車 積載量 2 トン超（中 P 車、ダンプ車）

中 P 車：6 ヶ月点検を 1 回、車検を 1 回実施する。

ダンプ車：車検を 1 回実施する。

ア 6 ヶ月点検（中 P 車）

車検の実施月又は車両更新日から概ね 6 ヶ月後に、以下の点検・整備を実施する。なお、点検等実施日は、事前に本市と協議し決定すること。

6 ヶ月点検の内容は、国土交通省令で定める自動車点検基準第 2 条の定期点検基準に規定されたもの（自家用貨物自動車等の定期点検基準別表第 5 相当のもの）とする。

点検結果は点検整備記録簿に記録し、速やかに本市に提出すること。点検整備記録簿は、自家用貨物自動車等の定期点検基準別表第 5 と同等のものを使用すること。

（注）点検時にエンジンオイル等の交換が必要と受託者が判断した場合は、受託者から本市に当該交換内容等を速やかに連絡すること。当該交換作業等は、京都市契約事務規則第 27 条の規定に従い受託者と別途契約が締結された場合に限り受託者により実施されるものとする。

6 ヶ月点検の際の車両の引渡しから返納までに要する期間は 1 日間とする。

イ 車検（中 P 車、ダンプ車）

車検にあたっては、自動車検査証の有効期間の満了する日の 1 ヶ月前までに、本市と協議のうえ、車検の実施予定日を決定すること。

車検項目は、国土交通省令で定める自動車点検基準第 2 条の定期点検基準に規定されたもの（自家用貨物自動車等の定期点検基準別表第 5 相当のもの）とする。車検結果は点検整備記録簿に記

録し、速やかに本市に提出すること。点検記録整備簿は、自家用貨物自動車等の定期点検基準別表第5と同等のものを使用すること。

また、車検時に以下の作業及び部品・消耗品等の交換等を実施すること。（委託料単価に含む。）

- ・ シャーシブラック仕上げ
- ・ スチーム洗浄
- ・ エンジンオイル（ドレンコックパッキン交換を含む。）、オイルフィルター交換
- ・ ラジエーター洗浄、冷却水・ロングライフクーラント点検
- ・ ブレーキオイル交換
- ・ カップゴム等ブレーキ部品点検
- ・ エアクリーナー点検
- ・ ファンベルト（エアコン用を含む。）交換
- ・ ワイパーゴム交換
- ・ バッテリー点検・充電
- ・ ハブベアリンググリス・ハブグリス・オイルシール交換

（注1）交換する部品及び消耗品等については、メーカー純正品又はメーカー指定のものとし、交換したオイルや古い部品等の処分については、受託者が責任をもって適正に処理すること。

なお、以上に係る直接・間接経費は委託料単価に含まれる。

（注2）エアクリーナー、バッテリー等の部品や上記以外の消耗品等の交換、当該車両の修理が必要と受託者が判断した場合は、受託者から本市に当該交換内容等を速やかに連絡すること。当該交換作業等は、京都市契約事務規則第27条の規定に従い受託者と別途契約が締結された場合に限り受託者により実施されるものとする。

車検に要する期間は、車両の引渡しから返納まで、概ね5日間（土・日曜日は含まない。）以内とする。

（3）普通自動車 積載量2トン以下（小型ダンプ車、小P車）

小型ダンプ車：車検を1回実施する。

小P車：6ヶ月点検を1回、車検を1回実施する。

ア 6ヶ月点検（小P車）

車検の実施月又は車両更新日から概ね6ヶ月後に、以下の点検・整備を実施する。なお、点検等実施日は、事前に本市と協議し決定すること。

6ヶ月点検の内容は、国土交通省令で定める自動車点検基準第2条の定期点検基準に規定されたもの（自家用貨物自動車等の定期点検基準別表第5相当のもの）とする。

点検結果は点検整備記録簿に記録し、速やかに本市に提出すること。点検整備記録簿は、自家用貨物自動車等の定期点検基準別表第5と同等のものを使用すること。

（注）点検時にエンジンオイル等の交換が必要と受託者が判断した場合は、受託者から本市に当該交換内容等を速やかに連絡すること。当該交換作業等は、京都市契約事務規則第27条の規定に従い受託者と別途契約が締結された場合に限り受託者により実施されるものとする。

6ヶ月点検の際の車両の引渡しから返納までに要する期間は1日間とする。

イ 車検（小型ダンプ車、小P車）

車検にあたっては、自動車検査証の有効期間の満了する日の1ヶ月前までに、本市と協議のうえ、車検の実施予定日を決定すること。

車検項目は、国土交通省令で定める自動車点検基準第2条の定期点検基準に規定されたもの（自家用貨物自動車等の定期点検基準別表第5相当のもの）とする。車検結果は点検整備記録簿に記

録し、速やかに本市に提出すること。点検記録整備簿は、自家用貨物自動車等の定期点検基準別表第5と同等のものを使用すること。

また、車検時に以下の作業及び部品・消耗品等の交換等を実施すること。（委託料単価に含む。）

- ・ シャーシブラック仕上げ
- ・ スチーム洗浄
- ・ エンジンオイル（ドレンコックパッキン交換を含む。）、オイルフィルター交換
- ・ ラジエーター洗浄、冷却水・ロングライフクーラント点検
- ・ ブレーキオイル交換
- ・ カップゴム等ブレーキ部品点検
- ・ エアクリーナー点検
- ・ ファンベルト（エアコン用を含む。）交換
- ・ ワイパーゴム交換
- ・ バッテリー点検・充電
- ・ ハブベアリンググリス・ハブグリス・オイルシール交換

（注1）交換する部品及び消耗品等については、メーカー純正品又はメーカー指定のものとし、交換したオイルや古い部品等の処分については、受託者が責任をもって適正に処理すること。

なお、以上に係る直接・間接経費は委託料単価に含まれる。

（注2）エアクリーナー、バッテリー等の部品や上記以外の消耗品等の交換、当該車両の修理が必要と受託者が判断した場合は、受託者から本市に当該交換内容等を速やかに連絡すること。当該交換作業等は、京都市契約事務規則第27条の規定に従い受託者と別途契約が締結された場合に限り受託者により実施されるものとする。

車検に要する期間は、車両の引渡しから返納まで、概ね5日間（土・日曜日は含まない。）以内とする。

（4）普通自動車（パッカー車 4トン車、2トン車大、2トン車小）

車検を1回実施する。

※ パッカー車の車検を実施する場合、特に次のことに注意すること。

京都市では、環境保全に取り組む独自方針として、パッカー車（ディーゼルエンジン車）の燃料として、軽油ではなくBDF（バイオディーゼル燃料）を100%使用していることから、BDFでの常時走行を考慮して燃料系統の一部に改造を施した車両を使用している。

そのため、特に燃料ポンプをはじめとする燃料系統には、軽油使用時とは異なる様々な症例が発生することがあり、車検時には、本市と緊密な連絡をとること。

ア 3ヶ月点検及び6ヶ月点検

車検の実施月又は車両更新日から3ヶ月毎に以下の点検・整備を実施すること。なお、点検実施日は、事前に本市と協議し決定すること。

※ 当該点検の受検回数により3ヶ月点検と6ヶ月点検を区分する。3ヶ月点検は、車検後の奇数回目（1回目の点検（3ヶ月目）・3回目の点検（9ヶ月目））の点検を示し、6ヶ月点検は、偶数回目（2回目の点検（6ヵ月目））の点検を示している。3ヶ月点検と6ヶ月点検は、年間保守管理計画表に車両ごとに表示されたとおりである。

3ヶ月点検、6ヶ月点検の項目は、国土交通省令で定める自動車点検基準第2条の定期点検基準に規定されたもの（事業用自動車等の定期点検基準別表第3相当のもの）とする。

6ヶ月点検実施の際にはエンジンオイルの交換（ドレンコックパッキンの交換を含む。）を併せて実施すること。交換するエンジンオイルは、メーカー純正品又はメーカー指定のグレードのも

のとし、廃油処理についても受託者が責任をもって適正に処理すること。交換する部品はメーカー純正品とする。当該交換等に係る直接・間接経費は、委託料単価に含まれる。

点検結果は点検整備記録簿に記録し、速やかに本市に提出すること。点検記録整備簿は、事業用貨物自動車等の定期点検基準別表第3と同等のものを使用すること。

3ヶ月点検、6ヶ月点検の際の車両の引渡しから返納までに要する期間は1日間とする。

イ 車検

車検にあたっては、自動車検査証の有効期間の満了する日の1ヶ月前までに、本市と協議のうえ、車検の実施予定日を決定すること。

なお、パッカー車（4トン車）は車検実施時に架装の年次点検を併せて実施するので、受託者は架装の年次点検実施業者とその作業日程について事前に調整し、車検予定日を決定すること。

架装の年次点検は、各架装製造会社の指定する京都地区の担当業者が実施するため、架装の年次点検を実施する工場等への車両の搬送は受託者が行うこと。当該搬送に要する経費は委託料単価に含まれる。

（参考）

令和8年度の架装の年次点検委託業者は以下のとおりである。

- ・ 新明和工業(株)製の架装

株式会社 Super Energie Connection

京都市南区上鳥羽南鉾立町 14-1 (075) 661-1212

- ・ 極東開発工業(株)製の架装

今北自動車工業株式会社

京都市右京区西院月双町 7 6 番地 (075) 311-3918

車検項目は、国土交通省令で定める自動車点検基準第2条の定期点検基準（自家用貨物自動車等の定期点検基準別表第5相当のもの）に規定されたものとする。

車検結果は、点検整備記録簿に記録し、速やかに本市に提出すること。点検整備記録簿は、自家用貨物自動車等の定期点検基準別表第5と同等のものを使用すること。

また、車検時に以下の作業及び部品・消耗品等の交換等を実施すること。（委託料単価に含む。）

（4トン車、2トン車大、2トン車小 共通）

- ・ ブレーキホース点検
- ・ シャーシブラック仕上げ
- ・ スチーム洗浄
- ・ エンジンオイル（ドレンコックパッキン交換を含む。）、オイルフィルター交換
- ・ ラジエター洗浄、冷却水・ロングライフクーラント点検
- ・ ブレーキオイル交換
- ・ エアクリーナー点検
- ・ ファンベルト（エアコン用を含む。）交換
- ・ 燃料フィルター交換
- ・ ワイパーゴム交換
- ・ ごみ投入口付近のペイント補修
- ・ 汚水タンク洗浄
- ・ バッテリー点検・充電
- ・ ハブベアリンググリス・ハブグリス・オイルシール交換

(2 トン車大、2 トン車小 共通)

- ・ 前輪ディスクブレーキ：ブレーキパッド点検
- ・ 後輪ドラムブレーキ：ブレーキシュー点検、カップゴム点検、キャリパーインナーキット点検

(4 トン車)

- ・ ドラムブレーキ（四輪）：ブレーキオーバーホール（カップゴム交換）、ブレーキシュー点検、リアブレーキダイヤフラムキット交換、PCV ブローバイガスエレメント交換
- ・ デフオイル交換（メーカー純正品又はメーカー指定グレードのものとし、交換したオイルは、受託者が責任をもって適正に処理すること。）

(注1) 交換する部品及び消耗品等については、メーカー純正品又はメーカー指定のもの（別紙資料1も参照すること）とし、交換したオイルや古い部品等の処分については、受託者が責任をもって適正に処理すること。なお、以上に係る直接・間接経費は委託料単価に含まれる。

(注2) パッカー車の年式・型式により、部品番号が異なる場合があるので、各パッカー車の交換部品については、事前に車両管理係と協議すること。

(注3) 点検の結果、ブレーキパット、ブレーキシュー、エアクリーナー、バッテリー等の部品や上記以外の消耗品等の交換、当該車両の修理が必要と受託者が判断した場合は、受託者から本市等に当該交換内容等を速やかに連絡すること。当該交換作業等は、京都市契約事務規則第27条の規定に従い受託者と別途契約が締結された場合に限り受託者により実施されるものとする。

車検に要する期間は、車両の引渡しから返納まで、概ね5日間（土・日曜日は含まない。）以内とする。なお、この期間には、架装の年次点検に要する期間も含まれるので留意すること。

ウ（参考）その他の整備事項

エアーマスターオーバーホール・ブレーキバルブオーバーホールが必要と認められたときにはこれを実施する。

AT オイルについて、点検の結果、交換が必要と判断される場合、当該交換作業を実施する。

(注) 上記の部品等の交換作業が必要と受託者が判断した場合は、受託者から本市に当該交換内容等を速やかに連絡すること。当該交換作業等は、京都市契約事務規則第27条の規定に従い受託者と別途契約が締結された場合に限り受託者により実施されるものとする。この場合、交換する部品及び消耗品等については、メーカー純正品又はメーカー指定のものとし、交換したオイルや古い部品等の処分については、受託者が責任をもって適正に処理すること。

(5) 普通自動車（バス）

3ヶ月点検を2回、6ヶ月点検及び車検を各1回実施する。

ア 3ヶ月点検及び6ヶ月点検

車検の実施月又は車両更新日から3ヶ月毎に以下の点検・整備を実施すること。なお、点検実施日は、事前に本市と協議し決定すること。

※ 当該点検の受検回数により3ヶ月点検と6ヶ月点検を区分する。3ヶ月点検は、車検後の奇数回目（1回目の点検（3ヶ月目）・3回目の点検（9ヶ月目））の点検を示し、6ヶ月点検は、偶数回目（2回目の点検（6ヶ月目））の点検を示している。3ヶ月点検と6ヶ月点検は、年間保守管理計画表に車両ごとに表示されたとおりである。

3ヶ月点検、6ヶ月点検の項目は、国土交通省令で定める自動車点検基準第2条の定期点検基準に規定されたもの（事業用自動車等の定期点検基準別表第3相当のもの）とする。

6ヶ月点検実施の際にはエンジンオイルの交換（ドレンコックパッキンの交換を含む。）を併せて実施すること。交換するエンジンオイルは、メーカー純正品又はメーカー指定のグレードのものとし、廃油処理についても受託者が責任をもって適正に処理すること。交換する部品はメーカー純正品とする。当該交換等に係る直接・間接経費は、委託料単価に含まれる。

点検結果は点検整備記録簿に記録し、速やかに本市に提出すること。点検記録整備簿は、事業用貨物自動車等の定期点検基準別表第3と同等のものを使用すること。

3ヶ月点検、6ヶ月点検の際の車両の引渡しから返納までに要する期間は1日間とする。

イ 車検

車検にあたっては、自動車検査証の有効期間の満了する日の1ヶ月前までに、本市と協議のうえ、車検の実施予定日を決定すること。

車検項目は、国土交通省令で定める自動車点検基準第2条の定期点検基準（事業用自動車等の定期点検基準別表第3相当のもの）に規定されたものとする。

車検結果は、点検整備記録簿に記録し、速やかに本市に提出すること。点検整備記録簿は、事業用自動車等の定期点検基準別表第3と同等のものを使用すること。

また、車検時に以下の作業及び部品・消耗品等の交換等を実施すること。（委託料単価を含む。）

- ・ シャーシブラック仕上げ
- ・ スチーム洗浄
- ・ エンジンオイル（ドレンコックパッキン交換を含む。）、オイルフィルター交換
- ・ ラジエター洗浄、冷却水・ロングライフクーラント点検
- ・ ブレーキオイル交換
- ・ カップゴム等ブレーキ部品点検
- ・ エアクリナー点検
- ・ ファンベルト（エアコン用を含む。）交換
- ・ 燃料フィルター交換
- ・ ワイパーゴム交換
- ・ バッテリー点検・充電
- ・ ハブベアリンググリス・ハブグリス・オイルシール交換

（注1）交換する部品及び消耗品等については、メーカー純正品又はメーカー指定のものとし、交換したオイルや古い部品等の処分については、受託者が責任をもって適正に処理すること。なお、以上に係る直接・間接経費は委託料単価に含まれる。

（注2）エアクリナー、バッテリー等の部品や上記以外の消耗品等の交換、当該車両の修理が必要と受託者が判断した場合は、受託者から本市に当該交換内容等を速やかに連絡すること。当該交換作業等は、京都市契約事務規則第27条の規定に従い受託者と別途契約が締結された場合に限り受託者により実施されるものとする。

(6) 小型自動車（連絡車）

車検を1回実施する。

ア 6ヶ月点検

新車登録、車検、12ヶ月点検の実施月から概ね6ヶ月後に、以下の点検・整備を実施する。なお、点検等実施日は、事前に本市と協議し決定すること。

6ヶ月点検の内容は、国土交通省令で定める自動車点検基準第2条の定期点検基準に規定されたものを準用したもの（自家用乗用車等の定期点検基準別表第6相当のもの）とする。

点検実施の際、エンジンオイルの交換（ドレンコックパッキン交換を含む。）を併せて実施する

こと。交換するエンジンオイルは、メーカー純正品もしくはメーカー指定のグレードのものとし、廃油処理については受託者が責任をもって適正に処理すること。当該交換等に係る直接・間接経費は、委託料単価に含まれる。

点検結果は点検整備記録簿に記録し、速やかに本市に提出すること。点検整備記録簿は、自家用乗用車等の定期点検基準別表第6と同等のものを使用すること。

6ヶ月点検の際の車両の引渡しから返納までに要する期間は1日間とする。

イ 12ヶ月点検

新車登録から概ね12ヶ月後、24ヶ月後及び車検の実施月から概ね1年後に、以下の点検・整備を実施する。なお、点検等実施日は、事前に本市と協議し決定すること。

12ヶ月点検の内容は、国土交通省令で定める自動車点検基準第2条の定期点検基準に規定されたもの（自家用乗用車等の定期点検基準別表第6相当のもの）とする。点検実施の際、エンジンオイル（ドレンコックパッキン交換を含む。）・オイルフィルターの交換を併せて実施すること。

交換する部品及び消耗品等については、メーカー純正品又はメーカー指定のものとし、交換したオイルや古い部品等の処分については、受託者が責任をもって適正に処理すること。当該交換等に係る直接・間接経費は、委託料単価に含まれる。

点検結果は点検整備記録簿に記録し、速やかに本市に提出すること。点検整備記録簿は、自家用乗用車等の定期点検基準別表第6と同等のものを使用すること。

12ヶ月点検に要する期間は、車両の引渡しから返納まで、概ね3日間（土・日曜日は含まない。）以内とする。

ウ 車検

自動車検査証の有効期間の満了する日の1ヶ月前までに、本市と協議のうえ、車検の実施予定日を決定すること。

車検項目は、国土交通省令で定める自動車点検基準第2条の定期点検基準に規定されたもの（自家用乗用車等の定期点検基準別表第6相当のもの）とする。車検結果は点検整備記録簿に記録し、速やかに本市に提出すること。点検整備記録簿は、自家用乗用車等の定期点検基準別表第6と同等のものを使用すること。

また、車検時に以下の作業及び部品・消耗品等の交換等を実施すること。（委託料単価を含む。）

- ・ エンジンオイル（ドレンコックパッキン交換を含む。）、オイルフィルター交換
- ・ ラジエーター洗浄、冷却水・ロングライフクーラント交換
- ・ ブレーキオイル交換
- ・ カップゴム等ブレーキ部品点検
- ・ エアクリーナー点検
- ・ ファンベルト（エアコン用を含む。）交換
- ・ ワイパーゴム交換
- ・ バッテリー点検・充電
- ・ ハブベアリンググリス・ハブグリス・オイルシール交換

（注1）交換する部品及び消耗品等については、メーカー純正品又はメーカー指定のものとし、交換したオイルや古い部品等の処分については、受託者が責任をもって適正に処理すること。
なお、以上に係る直接・間接経費は委託料単価に含まれる。

（注2）エアクリーナー、バッテリー等の部品や上記以外の消耗品等の交換、当該車両の修理が必要と受託者が判断した場合は、受託者から本市に当該交換内容等を速やかに連絡すること。当該交換作業等は、京都市契約事務規則第27条の規定に従い受託者と別途契約が締結された場合に限り受託者により実施されるものとする。

車検に要する期間は、車両の引渡しから返納まで、概ね5日間（土・日曜日は含まない。）以内とする。

(7) 軽四輪車（ポンプ車、貨物車、連絡車）

軽四ポンプ車：6ヶ月点検を1回、12ヶ月点検又は車検を1回実施する

軽四貨物車：車検を1回実施する。

軽四連絡車：6ヶ月点検を1回、車検を1回実施する。

ア 6ヶ月点検（軽四ポンプ車、軽四連絡車）

新車登録、車検、12ヶ月点検の実施月から概ね6ヶ月後に、以下の点検・整備を実施する。
なお、点検等実施日は、事前に本市と協議し決定すること。

6ヶ月点検の項目は、別紙「軽自動車・軽四輪貨物車の6ヶ月点検項目」とする。

点検結果は別紙「点検整備記録簿」又は「点検整備記録簿」と同等の記録簿に記録し、速やかに本市に提出すること。

点検実施の際、エンジンオイルの交換（ドレンコックパッキン交換を含む。）を併せて実施すること。交換するエンジンオイルは、メーカー純正品もしくはメーカー指定のグレードのものとし、廃油処理についても受託者が責任をもって適正に処理すること。当該交換等に係る直接・間接経費は、委託料単価に含まれる。

6ヶ月点検の際の車両の引渡しから返納までに要する期間は1日間とする。

イ 12ヶ月点検

新車登録から概ね12ヶ月後、24ヶ月後及び車検の実施月から概ね1年後に、以下の点検・整備を実施する。なお、点検等実施日は、事前に本市と協議し決定すること。

12ヶ月点検の項目は、自動車点検基準第2条の定期点検基準に規定されたもの（自家用乗用車等の定期点検基準別表第6相当のもの）とする。

点検実施の際、エンジンオイル（ドレンコックパッキン交換を含む。）・オイルフィルターの交換を併せて実施すること。交換する部品及び消耗品等については、メーカー純正品又はメーカー指定のものとし、交換したオイルや古い部品等の処分については、受託者が責任をもって適正に処理すること。当該交換等に係る直接・間接経費は、委託料単価に含まれる。

点検結果は点検整備記録簿に記録し、速やかに本市に提出すること。点検整備記録簿は、自家用乗用車等の定期点検基準別表第6と同等のものを使用すること。

12ヶ月点検に要する期間は、車両の引渡しから返納まで、概ね3日間（土・日曜日は含まない。）以内とする。

ウ 車検（軽四貨物車、軽四連絡車）

自動車検査証の有効期間の満了する日の1ヶ月前までに、本市と協議のうえ、車検の実施予定日を決定すること。

車検項目は、自動車点検基準第2条の定期点検基準に規定されたもの（自家用乗用車等の定期点検基準別表第6相当のもの）とする。

車検結果は点検整備記録簿に記録し、速やかに本市に提出すること。点検整備記録簿は、自家用乗用車等の定期点検基準別表第6と同等のものを使用すること。

また、車検時に以下の作業及び部品・消耗品等の交換等を実施すること。（委託料単価を含む）

- ・ エンジンオイル（ドレンコックパッキン交換を含む。）、オイルフィルター交換
- ・ ラジエーター洗浄、冷却水・ロングライフクーラント交換
- ・ ブレーキオイル交換

- ・ カップゴム等ブレーキ部品点検
- ・ エアクリーナー点検
- ・ ファンベルト（エアコン用を含む。）交換
- ・ ワイパーゴム交換
- ・ バッテリー点検・充電
- ・ ハブベアリンググリス・ハブグリス・オイルシール交換

（注１）交換する部品及び消耗品等については、メーカー純正品又はメーカー指定のものとし、交換したオイルや古い部品等の処分については、受託者が責任をもって適正に処理すること。なお、以上に係る直接・間接経費は委託料単価に含まれる。

（注２）エアクリーナー、バッテリー等の部品や上記以外の消耗品等の交換、当該車両の修理が必要と受託者が判断した場合は、受託者から本市に当該交換内容等を速やかに連絡すること。当該交換作業等は、京都市契約事務規則第 27 条の規定に従い受託者と別途契約が締結された場合に限り受託者により実施されるものとする。

車検に要する期間は、車両の引渡しから返納まで、概ね 5 日間（土・日曜日は含まない。）以内とする。

年間保守管理計画表

令和9年度

台数	所属	車種	車両	番号	車名	年式	公費記号	型式	車台番号	長さ	幅	高さ	E/G形式	排気量	架装会社	積載量	容量㎡/人	燃料	車両重量	車両総重量	有効年	有効月	有効日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	委託料単価区分	
1	生活環境	クレーン	京都11ぬ	8326	三菱	9	KC	FK617G	FK617G-521092	6.84	2.27	2.96	6D16	7,540cc	ビワブホーコ	3000kg		軽油(直)	4800kg	7965kg	R10	2	26				⑥							車検	クレーン車		
1	生活環境	中P	京都800さ	1956	三菱	12	KK	FK61GE	FK61GE-750009	5.9	2.2	2.46	6M61	8,200cc	モリタエクス	3400kg		軽油(直)	4400kg	7965kg	R10	2	24				⑥							車検	普通自動車 積載量2トン超		
1	生活環境	中P	京都800す	9825	いすゞ	22	PKG	FRR90S1	FRR90-7017557	5.58	2.18	2.47	4HK1	5,190cc	モリタエクス	3300kg		軽油(直)	4530kg	7995kg	R10	3	4				⑥							車検			
1	生活環境	中P	京都800せ	1894	三菱	24	SKG	FK61F	FK61F-550876	5.91	2.18	2.42	6M60	7,540cc	モリタエクス	3000kg		軽油(直)	4810kg	7975kg	R10	3	26					⑥						車検			
1	車両管理	D車	京都100せ	9741	日野	29	TKG	FD9JGAA	FD9JGA-10654	6.6	2.19	2.45	J05E	5,120cc	植東	3150kg	3人	軽油(直)	4670kg	7985kg	R10	3	26													車検	
1	車両管理	C車	京都11ぬ	4937	三菱	8	KC	FE516BN	FE516BN-520656	4.75	1.7	2.09	4D36	3,560cc	新明和	2000kg	3人	軽油(副)	2960kg	5125kg	R10	2	11											車検	普通自動車 積載量2トン以下		
1	車両管理	C車	京都100せ	8494	三菱	28	TKG	FEA50	FEA50-542537	4.8	1.74	2.11	4P10	2,990cc	新明和	2000kg	3人	軽油(直)	3040kg	5205kg	R10	3	23													車検	
1	生活環境	小P	京都800せ	903	いすゞ	23	BKG	NKR85AN	NKR85-7017482	4.69	1.7	1.99	4JJ1	2,990cc	モリタエクス	1800kg		軽油(直)	3280kg	5245kg	R10	3	16					⑥								車検	
1	生活環境	小P	京都800せ	2994	三菱	25	TKG	FBA50	FBA50-520102	4.69	1.69	1.98	4P10	2,990cc	モリタエクス	1800kg		軽油(直)	3320kg	5285kg	R10	3	20						⑥								車検
1	生活環境	小P	京都800せ	7186	三菱	29	TPG	FBA50	FBA50-550493	4.67	1.69	1.98	4P10	2,990cc	モリタエクス	1800kg		軽油(直)	3250kg	5215kg	R10	2	23					⑥								車検	
1	生活環境	小P	京都800そ	359	三菱	R2	2PG	FBAVO	FBAVO-580358	4.67	1.69	1.98	4P10	2,990cc	モリタエクス	1800kg		軽油(直)	3240kg	5205kg	R10	3	4					⑥								車検	
1	生活環境	軽P	京都80あ	819	ダイハツ	6	V	S110P改	S110P-022446	3.27	1.39	1.74	EF	650cc	モリタエクス	350kg		ガソリン	1070kg	1530kg	R10	9	27						⑫						⑥	軽四自動車	
1	生活環境	軽P	京都80あ	1354	ダイハツ	10	V	S110P	S110P-175544	3.29	1.39	1.74	EF	650cc	モリタエクス	350kg		ガソリン	1050kg	1510kg	R10	10	28	⑥					⑫								
1	生活環境	軽P	京都880あ	1396	三菱	23	GBD	U62T	U62T-1605208	3.39	1.47	1.73	3G83	650cc	モリタエクス	250kg		ガソリン	1110kg	1470kg	R11	3	14						⑥					⑫			
1	生活環境	軽ワゴン (連絡車)	京都480み	9539	日産	R8	5BD	DR17V	DR17V-920035	3.39	1.47	1.89	R06A	650cc		350kg (250kg)		ガソリン	910kg	1370kg (1380kg)	R10	3	11			⑥									車検		
1	車両管理	軽四輪車	京都41み	2000	ダイハツ	13	GM	S210P	S210P-0134086	3.39	1.47	1.98	EF	650cc		350kg		ガソリン	880kg	1340kg	R9	11	13												車検		
1	車両管理	軽四輪車	京都41み	2008	ダイハツ	13	GM	S200P	S200P-0072701	3.39	1.47	1.97	EF	650cc		350kg		ガソリン	840kg	1300kg	R9	11	13														車検
1	車両管理	軽四輪車	京都41も	9295	ダイハツ	15	LE	S200P	S200P-0122768	3.39	1.47	1.98	EF	650cc		350kg		ガソリン	850kg	1310kg	R9	11	25													車検	
1	車両管理 (美化)	軽四輪車	京都41も	9296	ダイハツ	15	LE	S200P	S200P-0122722	3.39	1.47	1.99	EF	650cc		350kg		ガソリン	850kg	1310kg	R9	11	25													車検	
1	車両管理	軽四輪車	京都41も	9297	ダイハツ	15	LE	S200P	S200P-0123372	3.39	1.47	1.99	EF	650cc		350kg		ガソリン	850kg	1310kg	R9	11	25													車検	
1	車両管理	軽四輪車	京都41も	9299	ダイハツ	15	LE	S200P	S200P-0123254	3.39	1.47	1.99	EF	650cc		350kg		ガソリン	850kg	1310kg	R9	5	26														軽四自動車
1	車両管理	軽四輪車	京都41も	9300	ダイハツ	15	LE	S200P	S200P-0123151	3.39	1.47	1.99	EF	650cc		350kg		ガソリン	850kg	1310kg	R9	7	12														軽四自動車
1	車両管理	軽四輪車	京都480い	3241	スバル	17	LE	TT2	TT2-300493	3.39	1.47	1.81	EN07	650cc		350kg		ガソリン	810kg	1270kg	R9	9	21														軽四自動車
1	車両管理	軽四輪車	京都480い	3243	スバル	17	LE	TT2	TT2-300479	3.39	1.47	1.81	EN07	650cc		350kg		ガソリン	810kg	1270kg	R9	9	21														軽四自動車
1	車両管理	軽四輪車	京都480い	3503	ダイハツ	17	LE	S200P	S200P-2017872	3.39	1.47	1.95	EF	650cc		350kg		ガソリン	860kg	1320kg	R9	9	26														軽四自動車
1	車両管理	軽四輪車	京都480い	3608	ダイハツ	17	LE	S200P	S200P-2018132	3.39	1.47	1.95	EF	650cc		350kg		ガソリン	860kg	1320kg	R9	9	27														軽四自動車
1	車両管理	軽四輪車	京都480き	1252	スバル	19	LE	TT2	TT2-382956	3.39	1.47	1.78	EN07	650cc		350kg		ガソリン	870kg	1330kg	R9	9	24														軽四自動車
1	車両管理	軽四輪車	京都480き	1253	スバル	19	LE	TT2	TT2-382601	3.39	1.47	1.78	EN07	650cc		350kg		ガソリン	870kg	1330kg	R9	9	24														軽四自動車
1	車両管理	軽四輪車	京都480き	1444	スバル	19	LE	TT2	TT2-382760	3.39	1.47	1.79	EN07	650cc		350kg		ガソリン	880kg	1340kg	R9	9	26														軽四自動車
1	車両管理	軽四輪車	京都480せ	7251	ダイハツ	23	EBD	S211P	S211P-0154310	3.39	1.47	1.96	KF	650cc		350kg		ガソリン	880kg	1340kg	R9	5	24														軽四自動車
1	車両管理	軽四輪車	京都480ほ	9985	スズキ	R6	3BD	DA16T	DA16T-789683	3.39	1.47	1.85	R06A	650cc		350kg		ガソリン	890kg	1350kg	R10	3	14													軽四自動車	

令和9年度

[illegible]

パッカー車の12ヶ月点検・車検（車検A・車検B）時のブレーキ等点検内容について

資料1

		型式	12ヶ月(1年目)点検		型式	2年目以降の偶数年目の車検(車検A)		型式	3年目以降の奇数年目の車検(車検B)	
				部品番号			部品番号			部品番号
2トン車大 (TS車・TP車) (LB車・2P車)	前輪	FEAV0(R2年式)	パッド交換	三菱純正部品(シム付)もしくは曙ブレーキ工業製シム付き	FEAV0(R2年式)	パッド交換	三菱純正部品(シム付)もしくは曙ブレーキ工業製シム付き	FEAV0(R2年式)	パッド交換	三菱純正部品(シム付)もしくは曙ブレーキ工業製シム付き
					FEAV0(R3年式)	PCVエレメント交換	三菱純正部品	FEAV0(R3年式)	PCVエレメント交換	三菱純正部品
					FEAV0(R4年式)	パッド交換	曙ブレーキ工業製AN－782WK SHIM－782	FEAV0(R4年式)	パッド交換	曙ブレーキ工業製AN－782WK SHIM－782
					FEA50(29・31年式)	PCVエレメント交換	三菱純正部品	FEA50(29・31年式)	PCVエレメント交換	三菱純正部品
					FE73B(22年式)	シュー交換 カップゴム点検	曙ブレーキ工業製97FE－FR 三菱純正部品	FE73B(22年式)	シュー交換 カップゴム交換	曙ブレーキ工業製97FE－FR 三菱純正部品
					FE73D (19・21年式) FE73DB (17・18年式) FE73EB (15・16年式)	パッド交換	曙ブレーキ工業製AN－700K SM118E	FE73D (19・21年式) FE73DB (17・18年式) FE73EB (15・16年式)	パッド交換	曙ブレーキ工業製AN－700K SM118E
					FE53EB (12・13・14年式)	パッド交換	曙ブレーキ工業製AN－476K SHIM－476	FE53EB (12・13・14年式)	パッド交換	曙ブレーキ工業製AN－476K SHIM－476
					全車	キャリバーインナーキット点検	三菱純正部品	全車	キャリバーインナーキット点検	三菱純正部品
	後輪	FEAV0(R2年式)	パッド交換	曙ブレーキ工業製AN－782WK SHIM－782	FEAV0(R2年式)	パッド交換	曙ブレーキ工業製AN－782WK SHIM－782	FEAV0(R2年式)	パッド交換	曙ブレーキ工業製AN－782WK SHIM－782
					FEA50(29・31年式)	キャリバーインナーキット点検	SHIM－782	FEA50(29・31年式)	キャリバーインナーキット点検	SHIM－782
					FE73B(22年式)	シュー交換 カップゴム点検	曙ブレーキ工業製97FE－FR 三菱純正部品	FE73B(22年式)	シュー交換 カップゴム交換	曙ブレーキ工業製97FE－FR 三菱純正部品
					FE73D (19・21年式)	シュー交換 カップゴム点検	曙ブレーキ工業製MR3031 三菱純正部品	FE73D (19・21年式)	シュー交換 カップゴム交換	曙ブレーキ工業製MR3031 三菱純正部品
					FE73DB (17・18年式) FE73EB, FE53EB	シュー交換 カップゴム点検	曙ブレーキ工業製97FE－FR 三菱純正部品	FE73DB (17・18年式) FE73EB, FE53EB	シュー交換 カップゴム交換	曙ブレーキ工業製97FE－FR 三菱純正部品
					全車	キャリバーインナーキット点検	三菱純正部品	全車	キャリバーインナーキット点検	三菱純正部品
					全車	キャリバーインナーキット点検	三菱純正部品	全車	キャリバーインナーキット点検	三菱純正部品
2トン車小 (ST車・SB車)	前輪				FE73B(22年式)	シュー交換 カップゴム点検	曙ブレーキ工業製97FE－FR 三菱純正部品	FE73B(22年式)	シュー交換 カップゴム交換	曙ブレーキ工業製97FE－FR 三菱純正部品
					FE70D (21年式) FE70DB (17・18年式) FE70EB (15年式)	パッド交換	曙ブレーキ工業製AN－701K SM117E	FE70D (21年式) FE70DB (17・18年式) FE70EB (15年式)	パッド交換	曙ブレーキ工業製AN－701K SM117E
					全車	キャリバーインナーキット点検	三菱純正部品	全車	キャリバーインナーキット点検	三菱純正部品
	後輪				FE73B(22年式)	シュー交換 カップゴム点検	曙ブレーキ工業製97FE－FR 三菱純正部品	FE73B(22年式)	シュー交換 カップゴム交換	曙ブレーキ工業製97FE－FR 三菱純正部品
					FE70D, FE70DB FE70EB	シュー交換 カップゴム点検	曙ブレーキ工業製NR3046 三菱純正部品	FE70D, FE70DB FE70EB	シュー交換 カップゴム交換	曙ブレーキ工業製NR3046 三菱純正部品
					全車	キャリバーインナーキット点検	三菱純正部品	全車	キャリバーインナーキット点検	三菱純正部品
4トン車 (FP車・F車) (3P車)	4輪 全部				FK71GC(14,15年式) FK71DC(17年式) FK71D(19,21年式) FK71R(22式)	シュー点検 カップゴム点検 エアードライヤーオーバーホール PCVエレメント交換	三菱純正部品	FK71GC(14,15年式) FK71DC(17年式) FK71D(19,21年式) FK71R(22式)	シュー交換、ブレーキオーバーホール カップゴム交換、リアブレーキダイヤフラム交換 PCVブローバイパス エレメント交換 ⇒17年型以降4トン車エンジン下部	三菱純正部品
					FEB90(R4年式)	パッド点検 PCVエレメント交換	三菱純正部品(シム付)もしくは曙ブレーキ工業製シム付き 三菱純正部品	FEB90(R4年式)	パッド交換 PCVエレメント交換	三菱純正部品(シム付)もしくは曙ブレーキ工業製シム付き 三菱純正部品
					全車	キャリバーインナーキット点検	三菱純正部品	全車	キャリバーインナーキット点検	三菱純正部品
					全車	キャリバーインナーキット点検	三菱純正部品	全車	キャリバーインナーキット点検	三菱純正部品
全車共通	前輪	ハブベアリング・グリス・ハブグリス・オイルシール交換	オイルシール・グリス (三菱純正部品)		前輪	ハブベアリング・グリス・ハブグリス・オイルシール交換	オイルシール・グリス (三菱純正部品)	前輪	ハブベアリング・グリス・ハブグリス・オイルシール交換	オイルシール・グリス (三菱純正部品)
					後輪	ハブベアリング・グリス・ハブグリス・オイルシール交換	オイルシール・グリス (三菱純正部品)	後輪	ハブベアリング・グリス・ハブグリス・オイルシール交換	オイルシール・グリス (三菱純正部品)
	その他	その他仕様書指定項目	三菱純正部品		AT	ATオイル交換	三菱純正部品もしくは指定グレード	デフ装置	デフオイル交換	三菱純正部品もしくは指定グレード
					デュオニック	デュオニックオイル、ミッションオイル交換	三菱純正部品もしくは指定グレード	デュオニック	デュオニックオイル、ミッションオイル交換	三菱純正部品もしくは指定グレード
					ブレーキまわり	ブレーキマスターインナーキット点検 ブレーキホース点検	三菱純正部品 三菱純正部品	ブレーキまわり	ブレーキマスターインナーキット点検 ブレーキホース点検	三菱純正部品 三菱純正部品
					その他	その他仕様書指定項目	三菱純正部品	その他	その他仕様書指定項目	三菱純正部品

		型式	2年目以降の偶数年目の車検(車検C)		型式	3年目以降の奇数年目の車検(車検D)	
				部品番号			部品番号
2トン車大 (TS車・TP車) (LB車・2P車)	前輪	FEAV0(R2年式)	パッド点検	三菱純正部品(シム付)もしくは 曙ブレーキ工業製シム付き	FEAV0(R2年式)	パッド点検	三菱純正部品(シム付)もしくは 曙ブレーキ工業製シム付き
			PCVエレメント交換	三菱純正部品		PCVエレメント交換	三菱純正部品
		FEA50(29・31年式)	パッド点検	曙ブレーキ工業製AN-782WK SHIM-782	FEA50(29・31年式)	パッド点検	曙ブレーキ工業製AN-782WK SHIM-782
			PCVエレメント交換	三菱純正部品		PCVエレメント交換	三菱純正部品
		FE73B(22年式)	シュー点検	曙ブレーキ工業製97FE-FR	FE73B(22年式)	シュー点検	曙ブレーキ工業製97FE-FR
			カップゴム点検	三菱純正部品		カップゴム交換	三菱純正部品
	後輪	FE73D (19・21年式) FE73DB (17・18年式) FE73EB (15・16年式)	パッド点検	曙ブレーキ工業製AN-700K SM118E	FE73D (19・21年式) FE73DB (17・18年式) FE73EB (15・16年式)	パッド点検	曙ブレーキ工業製AN-700K SM118E
		FE53EB (12・13・14年式)	パッド点検	曙ブレーキ工業製AN-476K SHIM-476	FE53EB (12・13・14年式)	パッド点検	曙ブレーキ工業製AN-476K SHIM-476
		全車	キャリバーインナーキット点検	三菱純正部品	全車	キャリバーインナーキット点検	三菱純正部品
		FEAV0(R2年式) FEA50(29・31年式)	パッド点検	曙ブレーキ工業製AN-782WK 三菱純正部品	FEAV0(R2年式) FEA50(29・31年式)	パッド点検	曙ブレーキ工業製AN-782WK 三菱純正部品
		FE73B(22年式)	シュー点検	曙ブレーキ工業製97FE-FR	FE73B(22年式)	シュー点検	曙ブレーキ工業製97FE-FR
			カップゴム点検	三菱純正部品		カップゴム交換	三菱純正部品
		FE73D (19・21年式)	シュー点検	曙ブレーキ工業製MR3031	FE73D (19・21年式)	シュー点検	曙ブレーキ工業製MR3031
			カップゴム点検	三菱純正部品		カップゴム交換	三菱純正部品
		FE73DB (17・18年式) FE73EB, FE53EB	シュー点検	曙ブレーキ工業製97FE-FR	FE73DB (17・18年式) FE73EB, FE53EB	シュー点検	曙ブレーキ工業製97FE-FR
			カップゴム点検	三菱純正部品		カップゴム交換	三菱純正部品
2トン車小 (ST車・SB車)	前輪	FE73B(22年式)	シュー点検	曙ブレーキ工業製97FE-FR	FE73B(22年式)	シュー点検	曙ブレーキ工業製97FE-FR
			カップゴム点検	三菱純正部品		カップゴム交換	三菱純正部品
		FE70D (21年式) FE70DB (17・18年式) FE70EB (15年式)	パッド点検	曙ブレーキ工業製AN-701K SM117E	FE70D (21年式) FE70DB (17・18年式) FE70EB (15年式)	パッド点検	曙ブレーキ工業製AN-701K SM117E
		全車	キャリバーインナーキット点検	三菱純正部品	全車	キャリバーインナーキット点検	三菱純正部品
	後輪	FE73B(22年式)	シュー点検	曙ブレーキ工業製97FE-FR	FE73B(22年式)	シュー点検	曙ブレーキ工業製97FE-FR
			カップゴム点検	三菱純正部品		カップゴム交換	三菱純正部品
4トン車 (FP車・F車) (3P車)	4輪 全部	FK71GC(14,15年式) FK71DC(17年式) FK71D(19,21年式) FK71R(22式)	シュー点検 カップゴム点検 ゴアードライヤーオーバーホール PCVエレメント交換	三菱純正部品	FK71GC(14,15年式) FK71DC(17年式) FK71D(19,21年式) FK71R(22式)	シュー点検、ブレーキオーバーホール カップゴム交換、リアブレーキダイヤフラム交換 PCVブローバイガス エレメント交換 ⇒17年型以降4トン車エンジン下部	三菱純正部品
		FEB90(R4年式)	パッド点検 PCVエレメント交換	三菱純正部品(シム付)もしくは 曙ブレーキ工業製シム付き 三菱純正部品	FEB90(R4年式)	パッド交換 PCVエレメント交換	三菱純正部品(シム付)もしくは 曙ブレーキ工業製シム付き 三菱純正部品
		前輪	ハブベアリンググリス・ハブ グリス・オイルシール交換	オイルシール・グリス (三菱純正部品)	前輪	ハブベアリンググリス・ハブ グリス・オイルシール交換	オイルシール・グリス (三菱純正部品)
		後輪			後輪		
全車共通	AT	AT	ATオイル交換	三菱純正部品もしくは指定グレード	デフ装置	デフオイル交換	三菱純正部品もしくは指定グレード
		デュオニック	デュオニックオイル、ミッションオイル交換	三菱純正部品もしくは指定グレード	デュオニック	デュオニックオイル、ミッションオイル交換	三菱純正部品もしくは指定グレード
		ブレーキまわり	ブレーキマスターインナーキット点検	三菱純正部品	ブレーキまわり	ブレーキマスターインナーキット点検	三菱純正部品
			ブレーキホース点検	三菱純正部品		ブレーキホース点検	三菱純正部品
		その他	その他仕様書指定項目	三菱純正部品	その他	その他仕様書指定項目	三菱純正部品

軽自動車・軽四輪貨物車の6ヶ月点検項目

点 検 箇 所 等	点 検 内 容
ハンドルまわり	遊びの量の調整, がたつきの点検
ブレーキまわり	ペダルの遊び, 床との隙間, 取付高さ, サイドブレーキの効き具合 (引きしろ, ワイヤーの状況など)
メーター類	針のずれがないか, メーターランプが点くか
電装品	ホーンが鳴るか, ワイパーが動くか, ウィンドウウォッシャーの作動状況など
点火系統	エンジンのかかり具合, プラグの汚れ具合
ランプ類	作動状況, 球切れの点検
エンジンオイル交換	メーカー純正品もしくはメーカー指定のグレードのエンジンオイルを使用し, 廃油処理についても受託者が責任を持って適正に処理すること
エア・エレメント	汚れ, 損傷の状況
ファンベルト	ゆるみ, 損傷の状況
ラジエータ関係	冷却水の過不足, 漏れの有無, ゴムホースの損傷状況
バッテリー	液量・比重・損傷・充電の状況, 取付具合
燃料パイプまわり	漏れの有無, ゆるみ・損傷の状況
ブレーキ	ブレーキオイルの量・汚れ・漏れに関する点検
タイヤ	空気圧, 傷, 溝の深さの点検など
グリスアップ	必要箇所実施

6ヶ月点検整備記録簿

所 属

点検受託者名		自動車登録番号	車名	初年度登録
点検受託者所在地		京都		
		型式	車台番号	
点検者氏名	印			

依頼点検項目					
ハンドルまわり	遊びの量の調節		ランプ類	作動状況	
	がたつきの点検			球切れの点検	
ブレーキまわり	ペダルの遊び		エンジンオイル	漏れ及び量	
	床とのすきま			交換	
	サイドブレーキ効き具合		エアーエレメント	汚れ、損傷の状況	
	【ワイヤーの状況】		ファンベルト	ゆるみ、損傷の状況	
メーター類	針のずれがないか		ラジエター関係	漏れ及び量	
	メーターランプがつくか		バッテリー	液量・比重・損傷の状況	
電装品	ホーン				取付け具合
	ワイパー		燃料パイプのまわり	漏れの有無	
	ウインドウォッシャーの作動状況		ブレーキオイル	オイルの量・汚れ・漏れの点検	
点火系統	エンジンのかかり具合		タイヤ	空気圧・傷・溝の深さ点検	
			グリス	必要箇所実施	

(参考)

区分及び記号			
点検・検査員	V	交換	×
分解	○	修理	△
調整	A	清掃	C
締付	T	給油	L
該当なし			

走行距離	点検実施年月日	エンジンオイル交換実施日
km	令和 年 月 日	令和 年 月 日

備考